



蛍光灯照明器具をLED化する際、
あるいは長期間使用した器具を交換する際は

照明器具交換を 推奨します。



そのランプ交換、大丈夫ですか？

直管LED ランプと既設の照明器具の組み合わせが不適切な場合、
重大事故が発生しています。



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足
- 継続使用した安定器の劣化 など



原因

- LEDランプ種別選択の誤り・施工方法の違い
- 器具(ソケット)の絶縁性能不足
- 継続使用した安定器の劣化 など



原因

- 通電しながらのランプ交換



原因

- 継続使用したソケットの劣化
- ランプの質量超過
- 異常発生時のソケットの熱変形

ご注意ください

ランプ又は照明器具内の部品が異常に高い温度となり、
発火・発煙することがあります。

LED ランプが正常点灯しているように見えても、
器具の絶縁性能が不足している場合、そのまま使い続けると
発火・発煙する恐れがあります。

蛍光灯器具では、通常10V未満の低い電圧しかかからないことを前提にして、ソケット部に求められる絶縁性能が定められています。直管LEDランプを使用する場合、想定以上の電圧がかかり、不安全となるリスクがあります。



 **経済産業省**
Ministry of Economy, Trade and Industry (後援)

 一般社団法人 **日本照明工業会**
Japan Lighting Manufacturers Association

東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話：(03) 6803-0501 (代) FAX：(03) 6803-0064

既設の蛍光灯器具をLED化する際、日本照明工業会は、器具交換を推奨しますが、G13口金直管LED光源に交換する場合は以下のご注意が必要です。

- ① ^(※1) **G13口金直管LED光源がJLMA301に準拠していること**
詳しくはG13口金直管LED光源製造販売事業者にご確認ください。
- ② ^(※2) **既設の蛍光灯器具のLED化改造工事をする際はガイド301を遵守すること**

⚠ 既設の蛍光灯器具にLED化改造工事を行うと、既設照明器具メーカーの製品保証が適用外になります。※ 照明器具の内部配線切断や再結線などを行うリニューアル等も含む。

⚠ LED化改造工事後の器具には、従来の蛍光灯ランプは使用できなくなります。誤って蛍光灯ランプを装着すると、焼損、ランプ破損等の危険性があります。

(※1)



JLMA301の詳細はこちらをご参照ください。

(※2)



ガイド301の詳細はこちらをご参照ください。

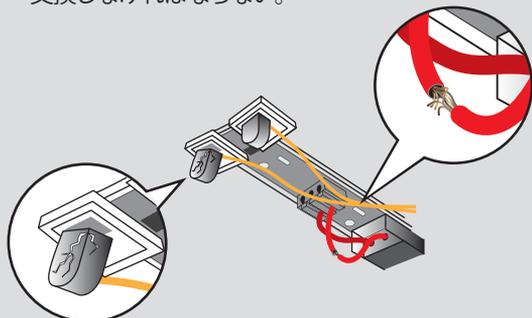
ガイド301概要

既設の蛍光灯器具のLED化改造工事を行う電気工事業者などは、LED光源の取扱説明書に従うとともに、**下記の注意事項を遵守することが望ましい。**

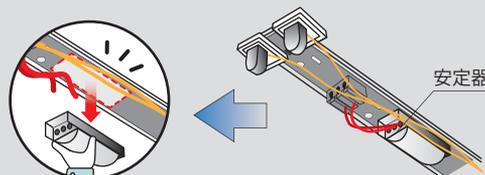
■ 既設の蛍光灯器具をAC直結G13口金直管LED光源用に改造工事する場合の注意

※一般社団法人日本照明工業会2021年4月21日制定日本照明工業会ガイド「ガイド301」より抜粋。詳細は「ガイド301」をご確認ください。

a 蛍光灯器具内の電気部品(ソケット、端子台、配線など)は、仕様、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換する。変色や亀裂などの明らかな劣化が認められる場合は、交換しなければならない。



b 蛍光灯器具内の安定器は、将来的な保守作業の際に蛍光灯器具と誤認されることを防止するため、**取り外す。**



d 改造工事後の器具本体に次の表示を行う。

- 1) 適合するLED光源の形式(光源の製造社名)及び蛍光灯ランプの取付けが不可である旨。(図1参照)
- 2) LED光源の定格電圧、定格消費電力、工事業者名、工事年月など。(図1参照)
- 3) 蛍光灯器具の銘板に記載の情報(蛍光灯器具である旨、定格、製造社名、PSEマーク、適合ランプなど)は、無効である旨。(図2参照)

図1: LED光源に関する事項及び改造工事に関する事項の表示例 図2: 蛍光灯器具の銘板情報が無効である旨の表示例

LED化改造工事の記録	
適合LED光源:	
形名	LEDYYYY ×2
定格電圧	100V~242V
定格消費電力	24W ×2
工事業者名:	XYG電気工事(株)
改造工事年月:	2021年3月
この照明器具はLED光源用に改造してあります。 【警告】蛍光灯ランプは使用できません。 落下・発火・感電の危険があります。	



図3: 給電の表示例

- 4) 給電側のソケットの近傍の容易に見える場所に、給電側であることを表す識別。(図3参照)

給電側

ランプ交換だけでは安心できません!
照明器具まるごと交換をおすすめします。

JLMA 一般社団法人 日本照明工業会
Japan Lighting Manufacturers Association

東京都台東区台東4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル8F 電話: (03) 6803-0501 (代) FAX: (03) 6803-0064

JLMAP 2033 2021年11月発行